

大子町このとりタクシー利用助成事業

安心、安全な出産を支援するため、妊婦さんが出産のため医療機関等への入退院時に、タクシーを利用した際の利用料金を助成します。



利用できる方

大子町に住民票がある妊婦さんで、出産により入院または退院する方
※すでに破水、出血等がある場合は除きます。



対象となる利用料金・助成額

- ①出産のために乗車地から医療機関等までタクシーを利用した際の料金
- ②出産後の退院時に、医療機関等から自宅や滞在先までタクシー利用した際の利用料金
1回につき3万円が助成の上限となります。



助成回数

一度の出産につき入院1回、退院1回の計2回



助成方法

利用するタクシー業者によって、助成方法が異なります。

◇大子町内の指定業者を利用する場合

指定業者	連絡先	営業時間
滝交通タクシー	月～土曜日：0295-72-0256 日曜日・祝日：0295-72-0073	7：30～17：30
茨城交通タクシー	0295-72-0055 0120-550-867（フリーダイヤル）	7：00～20：00

①健康こども政策課に申請する。

出産予定日の前日までに、母子健康手帳を持って、大子町役場 健康こども政策課へ申請してください。

②このとりチケット（利用券）の交付を受ける。

③タクシーを利用する際に、このとりチケット（利用券）を乗務員に提出する。

助成額には上限があります。利用料金が助成上限額を超えた場合は、超えた分の利用料金を降車時にお支払ください。

◇指定業者以外のタクシー業者を利用する場合

タクシー利用時支払った金額（上限3万円）を、後日口座に振り込みます。タクシー利用から2か月以内又は当該年度内のどちらか早い期限内に大子町役場 健康こども政策課で手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- 利用したタクシー業者が発行する当該利用料金に係る領収書
- 母子健康手帳の写し
- 医療機関等の入退院を証明することができる領収書
- 通帳など、振り込み口座がわかるもの（なるべく妊産婦本人のもの）
- 印鑑



注意事項

- 町内の指定業者以外のタクシー業者では、このとりチケット（利用券）を利用することはできません。
- タクシーを利用する際、乗車地から降車地までの間に買い物等の寄り道をすることはできません。
- 乗降場所や当日のタクシーの稼働状況によっては、タクシーの利用ができない可能性があります。
- その他ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

〈問合せ・申請先〉 大子町役場 健康こども政策課 こども家庭センター 電話 72-6611